高架下の占用許可基準

（平成２５年４月１日制定）

１ 占用許可基準

（１）高架下等利用計画との適合

高架下等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。

（２）占用の場所、占用物件の構造等

占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

（ア）都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。

（イ）緊急の場合に備え、原則として、市街地にあっては最低約３０ｍごと、その他の地域にあっては約５０ｍごとに横断場所を確保しておくこと。

（ウ）高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。

（エ）占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

（オ）天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。

（カ）天井は、原則として高架の道路の桁下から１．５ｍ以上空けること。

（キ）壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から１．５ｍ以上空けること。

（ク）占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

（ケ）高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。

（コ）高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

（サ）占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

（シ）次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

③ 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるもの。

（３）占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

（４）占用主体

高架下の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

（ア）橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検

（イ）高架の道路からの落下物の有無の点検

（ウ）不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検

（エ）路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理

（オ）その他当該道路の管理上必要と認められる事項

２ 占用許可の条件

（１）占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

（ア）道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

（イ）道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

（ウ）必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

（エ）自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

（２）さらに、占用主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。

（ア）占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。

（イ）点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。

① 点検等の範囲に関する事項

② 点検等の対象に関する事項

③ 点検等の内容に関する事項

（一）点検項目

（二）点検時期

（三）点検方法

（四）清掃、除草等の時期

（五）清掃、除草等の方法

④ 点検等の体制に関する事項

⑤ 点検等の記録に関する事項

⑥ 点検等の結果の報告に関する事項

⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

（ウ）占用者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

（エ）点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

３ 留意事項

占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。